

京都市告示第 107 号

京都市健康増進センター条例第4条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市健康増進センターを臨時に開所します。

平成19年6月22日

京都市長 榊本 頼兼

1 臨時に開所する日

平成19年6月24日（日）

2 臨時に開所する時間

午前9時30分から午後6時30分まで

(保健福祉局保健衛生推進室健康増進課)